

第6章 総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます

第6章 総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます

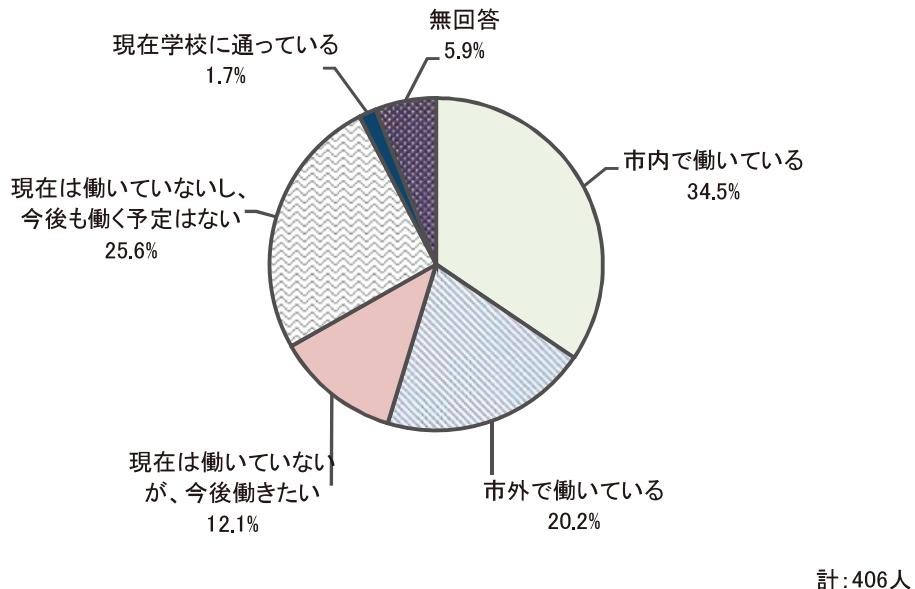
1. 雇用・就業、経済的自立の支援

働くことを望んでいる人のだれもが就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人が職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても有益なことであり、障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図っていきます。

障がい者の現在の就労状況をたずねたところ、18～64歳で就労している人の割合は54.7%となっています。

図表 30 現在の就労状況（18～64歳）



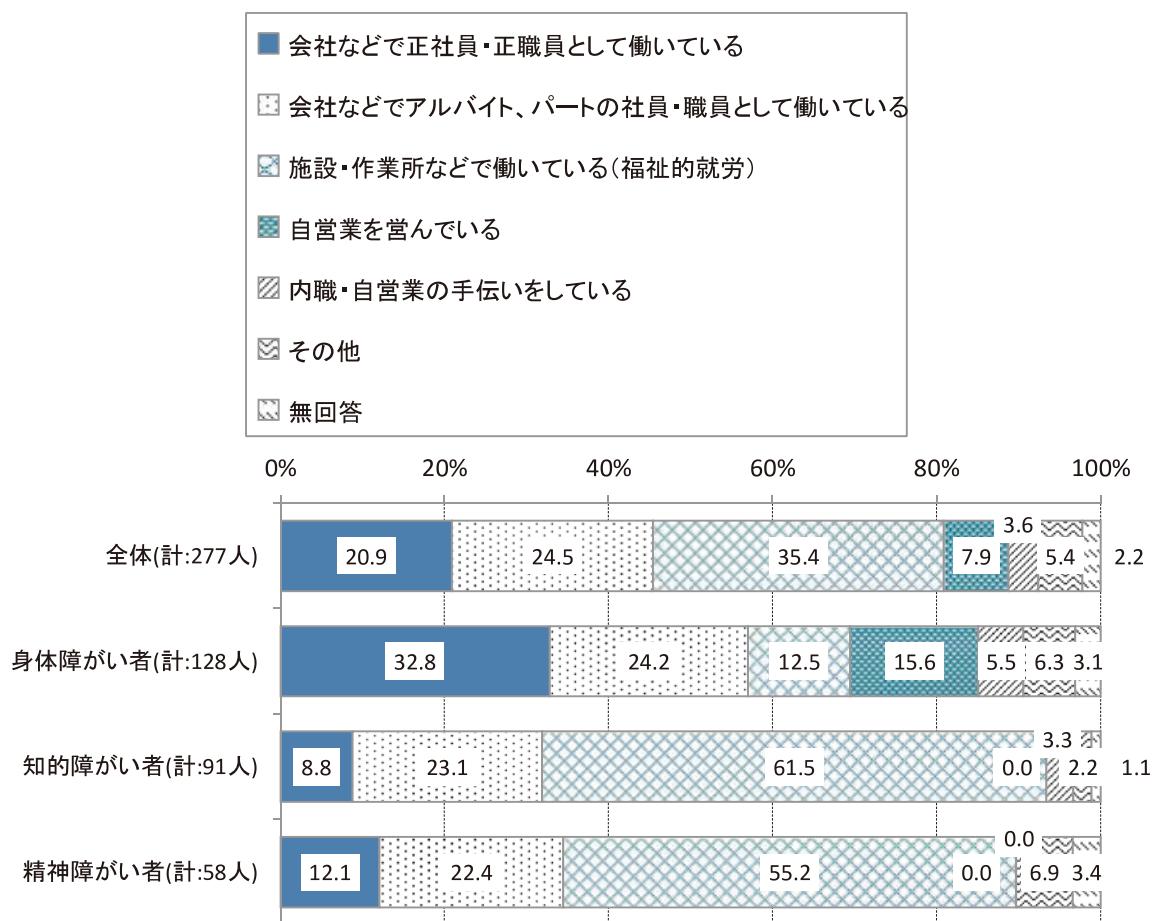
正社員等(正社員・正職員、自営業)で就労している人は3人に1人以下(28.8%)に留まっています。就業形態は障がい種別によって大きく異なっており、知的障がい者の約6割(61.5%)、精神障がい者の過半数(55.2%)はいわゆる福祉的就労となっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、訓練を受ける場、働く場として、また一般的就労が困難な障がい者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題もあります。実態調査の結果でも、仕事上の悩みとして最も多く挙げられたのは収入に関するもの(38.3%)となっています。

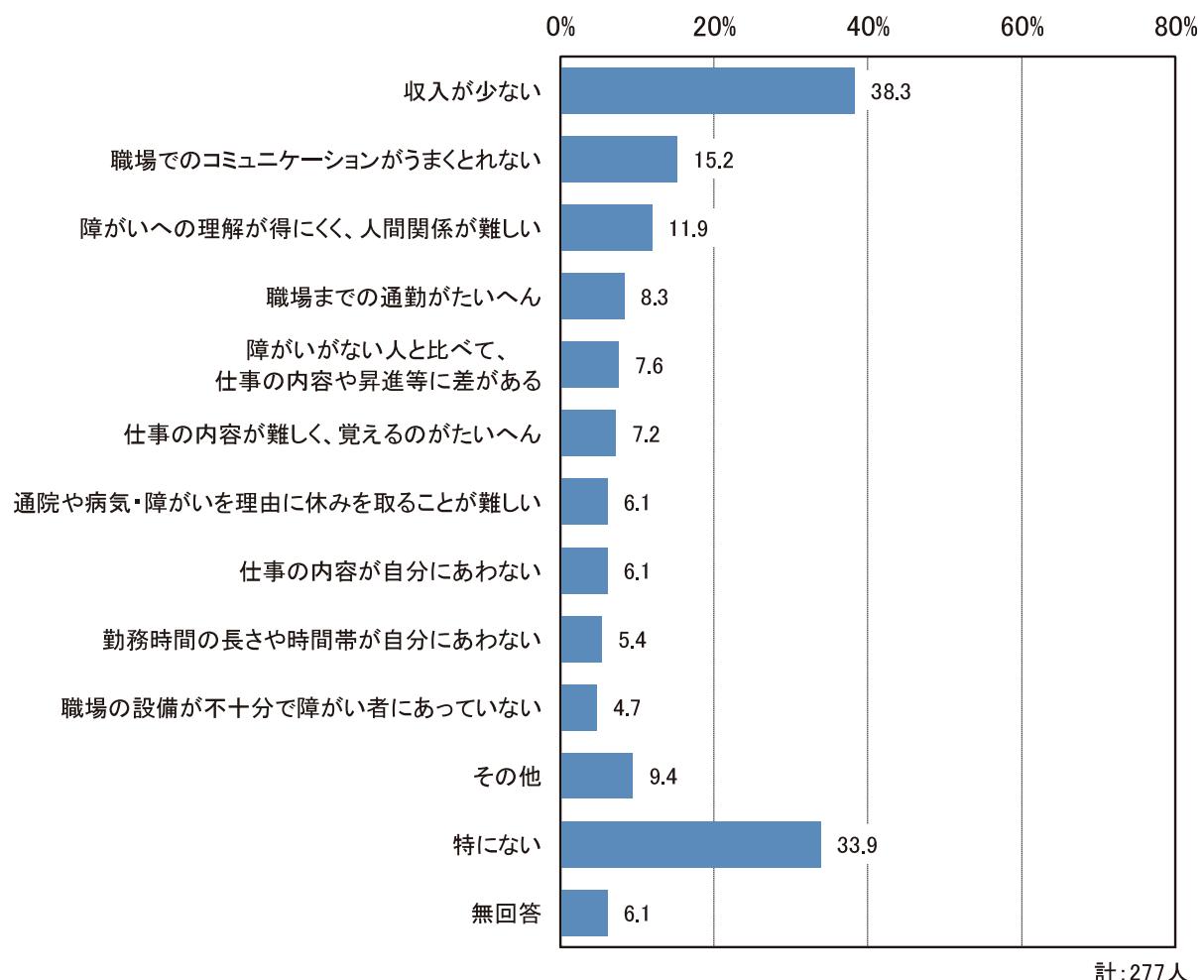
障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就くことは、経済的に自立し、地域でい

きいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある人が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、障がい者千五百人雇用センターを中心にハローワーク総社、倉敷障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者が一般就労できるよう取り組んでいきます。

図表 31 就労形態



図表 32 仕事のことで悩んでいることや困っていること



(1) 総合的な就労支援

施策名	内容
既存の各種助成制度等の周知、障がい・障がい者に関する理解促進	障がい者雇用の推進に関し、総社商工会議所や吉備路商工会と連携し、事業者の人事労務担当者等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労可能な分野の開拓や障がい者とのマッチング等をしやすくできるよう、事業者を対象とした障がい者雇用・制度等に関する講演会・相談会の実施や特別支援学校への見学等の取り組みを行います。
雇用関係助成金制度の活用	制度の活用に向けた周知や、事業者と社会福祉法人を結びつけるコーディネートを行います。
障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援	市は、総社市障がい者千五百人雇用推進条例に基づいて、障がい者雇用に積極的に取り組む事業主に対して、事業所の様々な活動を評価・表彰し、その取り組みや活動内容を広く市民に周知することで、障がい者雇用の促進に努めます。
事業者としての市の取組	市は障がい者雇用を推進する立場から、更なる障がい者雇用に取り組みます。自ら率先して障がい者施設等から物品を買い入れるなど、障がい者の就労支援を行うとともに、事業主に対しても同様の措置をするよう要請していきます
市民の理解促進	障がい者雇用を推進するためには、企業等の事業者のみならず広く市民がその必要性を理解することが必要であり、市はこうした理解を広める取組を引き続き行っています。
障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信	障がい者雇用を推進するツールとして、市は積極的に障がい者に対して生活支援情報や就労関連情報の発信を行います。また、様々な市の取り組みや関連機関の取り組み等に関する情報発信を行うことによって、企業等の事業者や国・県・他の自治体等、障がい者雇用に关心を持つ法人等との新たなつながりを積極的に構築していきます。

施策名	内容
就業・生活支援体制の枠組みづくり	<p>「障がい者千五百人雇用センター」の運用により、障がい者の自立を目指し、新規就労者・新規就労先の開拓、職場定着に向けた支援や生活支援などを行うことで障がい者雇用の推進を図ります。</p> <p>また、ハローワーク総社に設置した「就労支援ルーム」及び相談支援の拠点施設である総社市社会福祉協議会の「障がい者基幹相談支援センター」を活用し、あらゆる障がい者の特性に応じた総合的な就業・生活支援体制を構築していきます。</p>
支援プランの検討	<p>障がい者の就業・生活支援体制を構築していく中で、関係機関が情報を共有し、意思統一を行った上で、障がい者の特性に合った形で支援をしていきます。就業面と生活面で継続的な支援を行うことにより、障がい者一人ひとりに合った形での就業に向けた支援を行います。</p>
就労継続支援A型及びB型との連携	<p>市内の就労継続支援事業（A型・B型）との連携体制を強化し、事業所の経営の安定を図るとともに、利用者の所得向上に向けて取組んでいきます。また、定着を支援し、障がい者が安心して就労できる環境づくりを目指します。</p>
就労継続支援事業・就労移行支援事業の充実	<p>障がい者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労継続支援事業（A型・B型）や就労移行支援事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。</p>
授産製品の販売支援	<p>福祉的就労の場で製造される製品の販売拡大に向け、庁舎内や行事等で販売できる場を提供するなどして支援していきます。</p>
就労移行支援事業の利用促進	<p>一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図ります。</p>

施策名	内容
就労支援の充実	就労体験実習の実績を積み重ねていくとともに、仕事先でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取り組み、利用を促進することで、就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。また、企業等に対してトライアル雇用制度の周知に取り組み、障がい者の雇用を促進します。さらに、近年普及がめざましいIT等を利用したテレワークなどでの就労の実現に向け、関係機関と推進を図ります。他に、特別支援学校を卒業後、就労を希望する生徒には、スムーズに移行できるよう柔軟な支援を行います。

(2) 経済的自立の支援

施策名	内容
年金・手当等の周知及び充実	障がい者の生活安定のための年金、手当等について、「障がい福祉のしおり」等で制度の周知を図り、無年金者や未支給者の防止に努めます。また、年金、手当等の充実を国等に働きかけます。
経済的負担の軽減	税金や公共料金の減免等について、「障がい福祉のしおり」や「広報そうじや」、市ホームページなどにより周知を図るとともに、内容の充実について国に働きかけます。岡山県心身障害者医療費公費負担制度については、県に利用者負担の軽減及び所得制限の緩和を働きかけます。また、生活福祉資金貸付制度や各種助成制度の周知に努めます。